

弘前市広告入り汎用封筒の無償提供に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、広告入り汎用封筒の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告入り汎用封筒 市が各種文書の発送用として使用する封筒で、企業等の広告が印刷されたものをいう。

(2) 無償提供者 封筒に広告を希望する者を募集し、広告原稿の事前確認及び校正並びにその他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に広告入り汎用封筒を無償提供する事業者をいう。

3 無償提供者の募集

(1) 無償提供者の募集は、市ホームページその他市長が必要と判断した方法により行う。

(2) 募集に際し、無償提供者の選定基準その他募集について必要な事項については、募集要項で定めるものとする。

4 無償提供の申込み

広告入り汎用封筒の無償提供をしようとする者は、広告入り汎用封筒無償提供申込書（様式第1号）及び募集要項に定める書類を市長に提出しなければならない。

5 無償提供者の決定

市長は、無償提供の申込みがあったときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、その結果を無償提供者に対し通知する。

6 協定書の締結

市長は、広告入り汎用封筒の無償提供に関し、無償提供者と協定書を締結するものとする。

7 作製上の注意事項

(1) 無償提供者は、広告主を募集するに当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

(2) 無償提供者は、封筒の色、形状その他の仕様及び掲載する広告について、市長と事前に協議し、その承諾を受けなければならない。

(3) 封筒の数量並びに納品時期及び場所については、募集要項で定めるものとする。

(4) 無償提供者は、市の業務内容等を封筒に掲載する際、市長の指示に従わなければ

ばならない。

8 問題発生時の対応

- (1) 無償提供者は、広告入り汎用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。
- (2) 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

9 提供の中止

市長は、市民に広告入り汎用封筒を提供することが不適切と認めるときは、広告入り汎用封筒の提供を中止するものとする。その際、無償提供者は、当該封筒を回収のうえ、代替の封筒を提供するものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、広告入り汎用封筒の作製及び無償提供に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月31日から施行する。